

運転資金

が必要な素材生産業・木材製造業
事業者の皆様、

単費国産材産業振興資金があります！

木材産業等高度化推進資金の対象とならない小規模事業者が利用できます

対象となる方

素材生産業又は木材製造業を営む者又はその組織する団体で、木材産業等高度化推進資金の貸付け要件に満たない者であり、かつ国産材の生産又は流通にかかる事業計画を作成し、知事の認定を受けた方。

資金の内容

資金名	素材生産資金	素材引取資金
用途	立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設・改良費用、集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃	素材購入代金
利率	1.70%	
貸付限度額	1千万円	

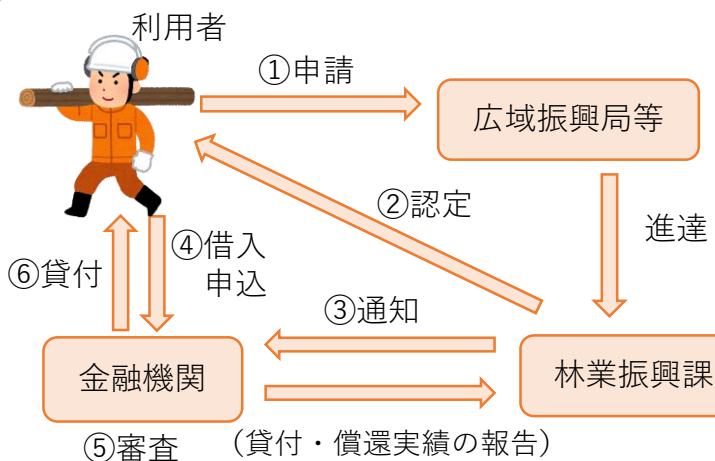
償還期間

1年以内

事業計画認定の要件

事業計画の認定には、計画に記載された木材の年間取扱量に占める国産材取扱量の割合が25%以上であり、かつ、その割合が今後増大する見込みがあることが条件となっています（「国産材取扱量の割合」は、過去3年間の実績により判断します）。また、そのことについて一般社団法人京都府木材組合連合会が証明した書類を事業計画認定申請書に添付することが必要です。

借入手続き



- ① 広域振興局等を通して京都府林業振興課あて事業計画の認定を申請してください。
- ② 事業計画を認定します。
- ③ 計画が認定されたことについて、取扱金融機関に通知されます。
- ④ 取扱金融機関に借入を申し込んでください。
- ⑤ 取扱金融機関において、融資に関する審査を行います。
- ⑥ 審査を通過したのち、資金の貸付が行われます。

取扱金融機関

京都銀行・京都信用金庫

お問い合わせ

制度全般・計画の認定について…お住まいの地域の広域振興局・林務事務所まで
融資について…取扱金融機関まで